

## 平成28年度第1回（第218回）仙台市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 平成28年8月24日(水) 13:30～15:20

場 所 仙台市役所本庁舎2階 第一委員会室

### 会議次第

#### 1 開会

#### 2 議事

##### (1) 協議事項

- ① 平成27年度仙台市国民健康保険事業特別会計決算（案）について

【資料1-1～3】

##### (2) 報告事項

- ① 仙台市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）について
- ② 国民健康保険の都道府県単位化について

【資料2】

【資料3】

##### (3) その他

### 出席委員（21人）

- 大内委員、高谷委員、沼田委員、武川委員、小野寺委員、佐藤委員、長谷川委員
- 永井委員、青沼委員、樋渡委員、柴崎委員、北村委員、高橋(将)委員
- 柿沼委員（会長）、小山委員（副会長）、鎌田委員、木村委員、庄司(俊)委員、高橋(次)委員、渡辺委員
- 庄司(秀)委員、山本委員

### 欠席委員（2人）

駒形委員、高橋委員

### 事務局

健康福祉局長、健康福祉局次長、保険高齢部長、保険年金課長、同課主幹兼徴収対策室長、同課保険係長

青葉区保険年金課長、宮城総合支所保険年金課長、宮城野区保険年金課長、若林区保険年金課長、太白区保険年金課長、秋保総合支所保健福祉課長、泉区保険年金課長

### 《署名委員》

小野寺委員、北村委員

《会議経過》

- 健康福祉局長挨拶
  
- 新委員報告
  
- 欠席者報告
  
- 会長の柿沼委員により議事進行
  
- 署名委員の指名

○ (1) 協議事項

【柿沼委員（以下、会長）】

協議事項①の「平成 27 年度仙台市国民健康保険事業特別会計決算（案）」について事務局よりご説明願います。

【保険年金課長（以下課長）】

（別紙資料に基づき説明）

【会長】

ご説明のありました件につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言願います。

【渡辺委員】

保険料の収納率については、本協議会で大変な課題だったわけですが、平成 27 年度決算では、政令市及び特別区の平均に比べて、大変高い収納率を達成しております。当局のご努力の成果だと思います。

お伺いしたいのは、収納率が 91.05%ですので、まだ 8.95%の伸びしろがありそうです。100%は理想としてなかなか難しいだろうという専門家の話も聞いておりますが、そのようなことを踏まえて 8.95%はどのような中身となっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

【課長】

収納率につきましては、100%が理想でございますが、なかには様々ご事情をお抱えの方もいらっしゃると思います。未納分の 9%程の内容につきましては、納められる状態にあるのに納めていただけない方の他に、納めたいのに納められない様々ご事情をお抱えの方がいらっしゃるというふうに考えてございます。

納めたいのにご事情があるといった方につきましては、分割納付の相談というようなこ

とでも対応してございますし、また、通常未納がございましたと、滞納処分の手続きを進めていくのが原則ではございますが、場合によっては、滞納処分を行うことを止めたうえで、その間、分割で納付いただくといったような対応もしているところでございます。

一方、納められる状況にあるのに納めていただけないという方につきましては、財産の状況等を調査した上で、必要な滞納整理を進めてございます。この9%の納めていただけない方の中には、そういった状況の違いのある方がいらっしゃるかと考えてございます。

**【渡辺委員】**

納められる状態なのに納めてくださらないという方については、これからも、きちんとお話をして、納めていただく努力を強化すべきだろうと思いますが、問題は、納めたいのに経済状況その他の状況で納められない方達です。これは大変気の毒な状況が想定されるわけですが、そのような方たちの割合はいったいどれくらいなのでしょう。91.05%というのは努力をした上でもそろそろ頭打ちになってきているのではないかと思うのですが、どのようなご見解をお持ちですか。

**【課長】**

収納率 80%代という時期もございましたが、そのようなときには、どのような状況で納めていただけないのかといったことが、全て把握しきれていないといった場合もございました。この間の取組みによりまして、どのような状態で納めていただけないのかということにつきましては、我々の方としても把握できつつあると考えてございます。

どうしても、所得が低いですとか、廃業や失業で所得が著しく減少したといった様々なご事情をお抱えの場合もございますので、そのような場合には、保険料の軽減や減免に該当するのではないかとといったことも含めて対応しておるところでございます。

**【渡辺委員】**

伸びしろはあると思っているのでしょうか。

**【課長】**

これまでですと、取り組んだ結果が即収納率のプラスとして現れてまいりましたが、91.05%ぐらいとなってまいりますと、これまでのようなプラスというのはなかなか難しくなっております。ただ、未納になってからすぐにお知らせをして直ちに着手するといった取組みを継続いたしませんと、この収納率を維持できませんので、維持することについても取組みが必要となってまいります。また、これまでと同じような伸び率というのは努力が必要となってまいります。収納率の向上という部分についても引き続き取り組んでまいりたいと思います。

**【会長】**

他にございませんでしょうか。

【庄司（秀）委員】

資料 1-3 の 3 ページを拝見しますと、介護分の収納率が医療分と比べて低くなっておりませんが、なぜ医療分よりも低いのかをお聞かせいただきたいと思います。

【課長】

介護分の保険料は、40 歳から 64 歳の方にご負担をいただいておりますが、65 歳以上の方の納付意識は非常に高く、そういった部分が、保険料収納率にも反映をしているものと考えてございます。

【会長】

他にございませんか。

【山本委員】

近年、新型肝炎の薬ですとか、高額な薬剤の割合が大きくなっております。資料の 1 ページで、保険給付費の伸びが 2.6%となっておりますが、仙台市国民健康保険では、そのような高額な薬の割合というのは分析なさっているのでしょうか。

【課長】

外来、入院も伸びておりますが、調剤については 6%と非常に大きく伸びてございます。その主な要因としては、只今、山本委員からご説明いただきました新型肝炎の治療薬といったものの影響が大きく出ているのだらうと考えてございます。

【会長】

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

なければ、「平成 27 年度仙台市国民健康保健事業特別会計決算（案）」につきましては原案のとおりご承認いただくことにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしとのことでございますので、原案のとおり承認いたします。

○ (2) 報告事項

次に (2) の報告事項に移ります。

報告事項①の「仙台市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）」について事務局よりご説明願います。

【課長】

（別紙資料に基づき説明）

**【会長】**

ただいまご説明のありました件につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

**【鎌田委員】**

特定健診の受診率が全国平均より高く、政令市の中では1位というふうに報告をされましたが、過去に遡っても、この傾向は続いているのでしょうか。また、全国より高い要因について確認させていただきたいと思います。

**【課長】**

特定健診の制度が始まった平成20年度から特定健診の受診率は高い傾向となっております。受診率が高い要因としては、この制度の始まる前から、仙台市の基本健診ということで皆様に健診をお受けいただいております、その時代から受診率が高かったという状況がございます。また、この特定健診は、自己負担なく受診いただけるということもございます。こうした、特定健診制度以前からの市民の皆さまの健康に対する意識の高さといった部分、それから経済的な負担が無くお受けいただけるという部分が受診率の高さに繋がっていると考えてございます。

**【鎌田委員】**

受診率が高いといっても50%には達していませんが、それで目標どおりなののでしょうか。

**【課長】**

平成29年度の目標の受診率は60%となっておりますので、そちらにはまだ届いておりません。

健診を受けていただくということが、ご自身の状態を確認していただける機会となりますし、また、生活習慣病に移行しない、重症化しないというところの第一歩になりますので、なお力を入れて受診率の向上に取り組んでまいりたいと考えてございます。

**【渡辺委員】**

せっかく健診を受けていて、結果として異常が発見されていながら、その方たちが未受診となっているのは、とても勿体無いことだと思うのですが、そのことについては、どのように分析されておられるのか。また、電話などで受診を促しておられると説明を聞きましたが、電話だけなのか、どういう反応があるのかをお聞かせいただきたいと思います。

**【課長】**

個別にお電話でも受診をお勧めしてございますが、その中には、ご自身のお考えとして受診しないという方もいらっしゃいます。実際に、なぜ、受診されないのかといった部分については、我々の方でも深く分析できていない部分がございますが、非常に心配な状態

であるということで電話を差し上げておりますし、また、電話をしてもなかなか繋がらない、出ていただけないという方につきましては、直接お伺いをするといったことも含めて対応しているところでございます。

**【渡辺委員】**

信念として受診されない方には、また別のアプローチがあるだろうと思いますが、他の方たちについては、もう少し分析をして、対応を考えることも必要ではないでしょうか。基本的に怖いものはみんな逃げたがりますので、そういう心理的なものもあるだろうと思いますが、経済的な問題や職場環境でなかなか再受診できないという状況もあるかもしれません。そういう事情をもう少し分析をした上で、未受診者を一人でも減らしていく努力をする余地があるような気がしますが、ご見解をお聞かせください。

**【課長】**

ただいま、お話しいただきましたように、時間がとれないということで受診されない方も確かにいらっしゃいます。そのような方につきましては、できるだけ時間を見つけていただくように話しするほか、土曜日、日曜日でも診療をされているような医療機関をご紹介するというようなこともしております。

また、様々ご事情をお抱えの方につきましては、専門職の職員、保健師等が十分に聞き取りをしながら、必要な制度をご紹介するよう努めてございます。そのようなことにより、受診されない方を減らしていくよう、今後も取り組んでまいりたいと考えてございます。

**【庄司（俊）委員】**

特定健診の受診率が高いというのは大変良いことだと思いますが、メタボリックシンドロームの方の割合は、仙台市と宮城県が高齢化するほど非常に高くなっております。この原因について、当局はどのように捉えているのかお伺いいたします。

**【課長】**

メタボリックシンドロームの方の割合が高いというのは、仙台市のみならず宮城県全体の傾向となっておりまして、この点については、宮城県も含めて力を入れて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。メタボリックシンドローム該当の方が多い理由、傾向としましては、まず、食塩の摂取量が非常に多いというのが一つございます。また、歩く歩数が少ないといったことも、他の調査結果で分かっておりますので、そうした運動習慣、食習慣といったものが、メタボリックシンドロームの該当者が多いことに繋がっているのではないかと考えてございます。

**【庄司(俊)委員】**

メタボリックシンドロームになれば、病気の確率が高くなるということは事実でしょうから、市としてもできるだけ抑えていくという社会環境づくりを考えていかななくてはなら

ないと思いますが、いかがでしょうか。

**【課長】**

塩の摂取量が多いというような習慣等々につきましては、国保としてではございませんが、仙台市としてイベントの機会に減塩の取組みをご紹介するなど周知、啓発をしているところでございます。

また、国民健康保険の被保険者の方は、メタボリックシンドロームに該当していると、保健指導をお使いいただくことができますが、利用率は 10%前後と非常に低くなっております。まず、保健指導をご利用いただいて、生活習慣、運動習慣を見直していただくことが、メタボリックシンドローム該当の方を減らしていく、ひいては生活習慣病への移行を減らしていくことになると思いますので、特定保健指導の利用につなげていく取組みを強めていきたいと考えてございます。

**【庄司(俊)委員】**

ただいま課長からお話しがあったとおりでと思いますが、高齢化して行って、退職して、運動する場がなくて身体を持て余しているという方もいるかと思えますし、つつい食べ過ぎてしまうとか、そんな傾向もあるかと思えますので、市としてもそういう運動できる場の提供という環境づくりも大切だと思います。

**【会長】**

他にございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

ご意見ご質問がないようでございますので「仙台市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）について」は、以上といたします。

続きまして報告事項②の「国民健康保険の都道府県単位化について」、事務局よりご説明願います。

**【課長】**

（別紙資料に基づき説明）

**【会長】**

ただいまご説明のありました件につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

**【渡辺委員】**

都道府県化は、平成 30 年の 4 月スタートということで、時間があまりないように思いますが、膨大な作業量があるようにも思います。今、本県において、県と市町村でどのような話し合いになっているのかお聞かせいただきたいと思えます。

### 【課長】

先程の資料にお示しいたしましたとおり、宮城県と県内市町村で協議を始めたところでございます。その中で検討すべき課題は、非常に膨大でございます。こちらの資料にお示したものでも主なものとなっております。例えば、現在、各市町村の保険料率については、各市町村の決定となっておりますが、平成30年度以降は、これを統一することも制度的には可能でございますので、そういったことを行うのかということ。また、健康診断をはじめとする保健事業について、現在は各市町村それぞれが行ってございますが、こういったものを共同で実施するのか、引き続き、それぞれ行っていくのかということ。そういうことについて、まず、検討の方向性を確認いたしまして、また、各市町村の現状は、どういう状況になっているのかということ、各市町村と宮城県とで共有したところがございます。仙台市の国民健康保険は、様々課題があるなかで、これまでも安定的に運営をしてきたところがございますので、平成30年度以降も引き続き同じように運営していかなばならないという考えのもとに、この協議の場に臨んでいるという状況でございます。

### 【渡辺委員】

今、課長のご説明にありましたとおり、仙台市の国民健康保険は安定的に運営してきているわけですので、それが損なわれることの無いようにしなければなりません。ただ、心配なのは、ご説明いただきました都道府県と市町村の役割についてです。

資料3に、都道府県が、財政運営の責任と国保事業の中心的役割を果たしていくと明確に書いてあります。別の資料を見ますと、市町村の国保運営協議会の主な審議事項は、保険給付と保険料の徴収、その他の重要事項、都道府県の国保運営協議会の主な審議事項は、国保事業納付金の徴収、国保運営方針の作成、その他の重要事項となっております。運営方針の審議については、今度設置される県の運営協議会が担うことになり、市の国保運営協議会の中でされない可能性が出てくる。運営協議会の中で運営方針について審議することは、安定的に運営していく基本だと思います。様々な意見をそれぞれの立場の方々から出していただいて、方向性、具体的な施策を決めていくという基本的なことができなくなるのではないかとこの心配が私にはあります。

もう一つは、納付金と給付金についてです。図を見ると納付金と給付金の割合が1対1のように見えますが、これの確保ができるのかどうかです。納付金が多く、給付金が少ないということは絶対にはいけないと私は思います。その確保ができるのかどうかということが明確でないわけですが、このことについて、どのようにお考えになっているか。また、安定的に運営をできるようになってきている本市の国民健康保険は、それが一部でも損なわれることがないように、むしろプラスになるように、県に要求して確保していかなくてはならないと思います。ただでさえ仙台市民の負担は大きいのです。放っておいたら、仙台市に過剰な負担が課せられることになりかねない。そのような懸念を持っているのですが、そのことについて、ご見解をお聞かせいただきたいと思っております。



## 【課長】

県に新たに設置される運営協議会と市の運営協議会の役割分担についてのお尋ねかと思いますが、県の運営協議会で審議される審議事項については想定されているものがございます。まず、県全体としての給付の見通し、財政の将来的な見通し、各市町村が納付する納付金の算定方法をどのようにするかといったこと。また、不測の事態に備えるため新たに県に設置される財政安定化基金について、どのようなルールで運用していくのかといったこと。それから、現在、市町村それぞれが行っている事務を共同で広域的にやっていくのかといったこと。そういったことの方針を都道府県の運営方針で定めていくこととなりますので、これについて県の運営協議会は審議をするということになります。

一方、市の運営協議会につきましては、先程、委員からご紹介いただきましたような審議事項というのは引き続きございます。例えば、国民健康保険料の保険料率をどのようにするかといったこと。収納対策の方針といったこと。また、健康診断をはじめとしました保健事業の取組方針。そういったものをどのようにしていくかということについては、引き続き市町村が決定をしていくこととなります。そうした重要な事項については、引き続きこの運営協議会の場でご審議をいただくということになってございますので、重要な役割を担っていただくということで考えてございます。

それから、給付と負担の関係についてでございますが、都道府県に対しての納付金は、各市町村の年齢構成による医療給付費の差を取り除いた医療費の水準ですとか、所得の水準といったものに依拠して決定することとなっております。その内容につきましては、各都道府県と各市町村の間で協議して決定していくということとなっておりますので、そのために、先程ご説明した宮城県と県内市町村が協議をする場が設けられたところでございます。

その中で、我々として特に重要であると考えてございますのは、宮城県に対する納付金についてです。納付金は、保険料として被保険者の方にご負担をいただくものとなっておりますので、仙台市の医療給付の状況を的確に反映した、また給付と負担が見合った納付金にならないとと考えてございます。そうしたことで、今後も仙台市国保が安定的に運営できていくということになると思っておりますので、安定的な運営を引き続き続けていくという観点、それから、給付と負担が見合ったものとなるようにという観点、その2点を重要視しながら、宮城県との協議に臨んでまいりたいと考えているところでございます。

## 【会長】

他にございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

私から1点お聞きします。都道府県化の実施に向けて今まで2回ほど宮城県との協議を開催しているということですが、実施に向けてのスケジュールを、分かっている範囲内でご説明いただきたいと思っております。

**【課長】**

まず、今年度中に県の運営方針の素案を固めていくということで、宮城県と県内市町村で協議を進めているところでございます。また、その素案について県から県内各市町村に意見聴取の期間が設けられています。そこで、市町村の意見を県に申し述べるといった手続きを経て、平成 29 年度に宮城県の国民健康保険の運営方針を策定するという予定となっております。

平成 29 年度は、新たな制度での運営について、このようになりますというようなことで、保険料率の計算方法というようなことについて、より具体的に決定してまいりますので、平成 29 年度の当協議会において、ご審議を賜るという場面が多い予定でございます。具体的にどういった内容で行っていくのかということを様々検討していく部分が非常に多くなっておりますので、今年度において、まず素案を固め、新年度に県内統一した考え方で運営方針を定めるというようなスケジュールとなっております。

**【会長】**

ありがとうございました。特にご意見、ご質問等がないようでございますので、「国民健康保険の都道府県単位化」につきましては以上とさせていただきます。

○ (3) その他

本日の議事は以上でございますが、皆様方からご発言等ございましたら、お願いいたします。

**【山本委員】**

私ども被用者保険の活動について、情報提供したいと思います。お手持ちの職場健康づくり宣言制度という資料をご覧ください。現在、政府の日本再興戦略の一つとしまして、いかに企業を活性化させるか、働く方々に健康で働いていただくということが重要視されております。健康経営ということで、今現在働いている方にいかに健康で働いていただくということが、所謂トレンドになっている中で、協会けんぽとしましては、各企業の方々とコラボしまして、資料の 2 ページにございますとおり、職場健康づくり宣言制度というのを今年から始めており、各企業の方々にまず、健診や保健指導を受けていただくということに取り組んでいるところでございます。国民の 3 人に 1 人は協会けんぽに入っておりますので、皆様方の周りの方々、それから会社の経営の方々に是非参加いただきたいということで情報提供いたします。

**【会長】**

他にございますでしょうか。


〔なし〕の声あり〕

それでは以上をもちまして本日の運営協議会を閉会とさせていただきます。


委員の皆様には長時間ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

平成29年1月18日

会長

稀沼敏石 

署名委員

小野寺矩雄 

署名委員

北村哲治 